

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」ロゴマーク使用基準

1 ロゴマーク使用に関する権利

ロゴマークの使用に関する一切の権利は愛知県に帰属します。

2 使用方法

(1) ロゴマークを使用できる者

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」又は「市町村版あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として活動する企業・団体に限ります。

(2) ロゴマークの使用目的

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」又は「市町村版あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として活動する企業・団体がその取組の広報や宣伝等を目的に使用する場
合に限ります。

(3) ロゴマークの使用期間

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、愛知県から委嘱された日からロゴマ
ークをお使いいただけます。

また、「市町村版あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、活動を開始する日か
らロゴマークをお使いいただけます。

ただし、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」又は「市町村版あいち女性の活躍プ
ロモーションリーダー」では無くなった日、あるいはあいち女性輝きカンパニー認証の取消し
の通知を受けた日からロゴマークの使用はできません。

(4) 使用可能な媒体

自社の製品や広告、会社案内等

(5) ロゴマークの使用ができない場合

以下のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。

- ・ 特定の宗教活動や政治活動を目的とする場合
- ・ 不当な利益を得ることを目的とする場合
- ・ 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ・ 法令違反又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・ 「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」のイメージを損なうおそれがある場合
- ・ その他、愛知県が適当でないと認める場合

3 使用条件

下記の範囲内で原画を変更して使用することができます。

(1) 大きさ

自由に変更できます。ただし、原画の縦横比は必ず保ってください。

(2)色

原画は多色ですが、単色使用も可能です。

4 使用料

ロゴマークの使用料は、無償とします。

5 使用上の留意事項

ロゴマークを使用する場合は、以下について留意してください。

- ・ 本使用基準を遵守すること。
- ・ ロゴマーク使用の権利を譲渡、転貸、継承しないこと。
- ・ 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。

6 免責事項

- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用者の活動についていかなる責任も負いません。
- ・ ロゴマークは、愛知県が特定の商品やサービス、技術等の品質について、認定又は認証するものではありません。
- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用や使用停止に起因する損失、ロゴマークの使用により、第三者に与えた損害等について、一切の責任を負いません。
- ・ この使用基準は、使用者の許諾なく改定することがあります。

7 その他

本使用基準に定めのない事項については、愛知県が判断するものとします。

8 問合せ先

愛知県県民文化局男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ

電話 052-954-6657

附則

この使用基準は、平成30年7月5日から施行する。

附則

この使用基準は、令和5年6月30日から施行する。

附則

この使用基準は、令和7年4月1日から施行する。